

令和4年度 第2回 小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

令和4年7月26日(火)

午後5時15分開始

市役所5階 505会議室

1 議事

- (1) こだいら子育て応援事業における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問)(資料1)
- (2) (仮称)高校生医療費助成事業における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問)(資料2)
- (3) 小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問)(資料3)
- (4) 第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について(諮問)(資料4)
- (5) 歴史公文書選別基準の制定について(諮問)(資料5)

2 その他

こだいら子育て応援事業における個人情報の本人以外からの収集及び目的
外利用について（諮問）

1 諮問理由

こだいら子育て応援事業は、18歳以下の児童のいる世帯に対し児童1人当たり5,000円の商品券を支給する事業である。

対象者への商品券の発送のため、令和4年9月1日時点で、18歳以下の児童を養育する世帯の基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別）及び家庭状況等に関する情報を住民基本台帳から抽出することが、本人以外からの収集（第4条第3項第8号）及び目的外利用（第10条第2項第6号）に該当する。

2 事業の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する子育て世帯の家計を支援する観点及び、売上げの減少やコストの増による経営が悪化している市内事業者への支援の観点から、こだいら子育て応援商品券を支給することを目的とする。

(2) 支給対象者

令和4年9月1日時点で市内に在住する18歳以下の児童を養育する世帯主

(3) 支給額

対象児童1人当たり 5,000円分

(4) 配布方法

簡易書留による郵送

(5) 対象者数

約31,500人分、21,000世帯（想定）

(6) 事業スケジュール

10月下旬 子育て応援商品券の送付（簡易書留の郵送完了まで約1か月）

12月中旬から1月末 子育て応援商品券利用期間（小平商工会のスクラッチキャンペーン期間と同様の期間とする。）

(7) 子育て応援商品券の発送に関する事務の流れ

- ① 市が、対象データの抽出（18歳以下の児童がいる世帯の世帯主氏名及び住所）。
- ② 市が、対象者一覧及び宛名データを作成。
- ③ 市が、宛名データを委託事業者へ引渡し。
- ④ 委託事業者が、子育て応援商品券の印刷、宛名データ及び簡易書留用バーコードの印字、封入・封緘後市に納品。
- ⑤ 市より小平郵便局へ持ち込み、発送。

(8) セキュリティ対策

- ① 宛名データ作成作業は、情報政策課内で実施するものとしパスワードを設定する。
- ② データが保管されている端末は、他の端末宛てにメールができないものを使用する。
- ③ 作成した個人情報を含むデータ等は鍵のかかるキャビネットに保管する。
- ④ 封入封緘委託事業者とは、以下の対応を行う。
 - ・「個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書」の確認を行い遵守を指示する。
 - ・宛名データの受渡しに当たっては、受託業者が2名以上で市職員から直接引渡しを受け、公共交通機関以外の手段で委託業者作業場所まで搬送する、又は市職員が直接委託業者作業場所の保管場所まで持ち込むものとする。
 - ・宛名データの保管は鍵付きの保管庫へ保管し、市が指定する場所以外への移動・持出しを一切禁止する。
 - ・宛名データの印字・貼付作業は、必ず業務責任者の立会いの下で行うものとする。

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	こだいら子育て応援事業
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	子ども家庭部 子育て支援課
備考	



別紙

諮問事項別説明書（本人以外からの収集）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	こだいら子育て応援事業
	個人情報を収集する目的	こだいら子育て応援商品券の配布
	記録の対象となる個人の範囲	18歳以下の児童を養育する世帯情報

意見を聴く項目	本人以外から収集する個人情報の内容	<p>1 基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別）</p> <p>2 家庭状況等（家族状況、親族関係及び婚姻）</p>
	個人情報の収集先	市民部市民課
	本人以外から収集する理由	令和4年9月1日現在で、18歳以下の児童を養育する世帯主宛てに、こだいら子育て応援商品券（児童1人当たり5,000円）を郵送するため。
	備考	

令和4年7月14日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

別記様式第1号（第2条関係）

平市市発第125号

令和4年7月14日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

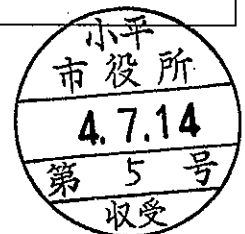
小平市長 小林洋子

(公印省略)

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部市民課
備考	



別紙

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
	個人情報を収集する目的	小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	市民部市民課
		提供先	子ども家庭部子育て支援課
	目的外利用等をする目的	小平市全域から子育て応援商品券の送付対象者である18歳以下の児童がいる世帯を抽出するため。	
	目的外利用等をする個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別） ・家庭状況等（家族状況、親族関係及び婚姻） 	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年9月1日から令和5年1月31日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバ内での受渡し）	
備考			

令和4年7月14日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		75		
市民部		市民課		開始年月日		
				平成14年4月1日		
				変更年月日		
				令和4年9月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		住民基本台帳に関する事務(届出等)				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		小平市に住所を有する者				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第2号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第6号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和2年9月30日) 次回実施予定日(令和7年9月30日頃)				

備 考 (注5)	<p>(その他※1)</p> <p>住民となった年月日、住所を定めた年月日、従前の住所、転出先、転出予定の年月日、届出・記載の事由及び年月日、国民健康保険被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民健康保険の被保険者記号番号、国民健康保険退職被保険者・被扶養者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者番号、介護保険受給資格証明書発行資格の有無、国民年金被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民年金加入の強制・任意の別、国民年金手帳の記号番号、児童手当の認定・消滅の年月、印鑑の登録・抹消事由及び年月日、印鑑登録番号、筆頭者氏名、続柄、住民票コード、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p> <p>○変更：平成24年7月9日より、記録項目「その他」の変更 (変更) 令和4年9月1日より、こだいら子育て応援事業のため目的外利用の提供先に子育て支援課を追加</p>
----------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

【資料2】

(仮称) 高校生医療費助成事業における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について (諮問)

1 諮問理由

(仮称) 高校生医療費助成事業は、高校生相当年齢の児童に係る医療費の自己負担分について、助成を行う事業である。

事業の開始における事業案内と申請案内の送付のため、令和5年4月1日時点で、令和5年度の高校生相当年齢(現在、15歳から17歳まで)の児童を養育する世帯の基本事項(識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別)及び家庭状況等に関する情報を住民基本台帳から抽出することが、本人以外からの収集(第4条第3項第8号)及び目的外利用(第10条第2項第6号)に該当する。

2 事業の概要

(1) 目的

高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(2) 対象者

令和4年10月1日時点で市内に在住する、令和5年4月1日時点で令和5年度の高校生相当年齢(現在、15歳から17歳まで)の児童を養育する者

(3) 発送方法

郵便による郵送

(4) 対象者数

約5,000人分、約3,000世帯(想定)

(5) 事業スケジュール

12月中旬	事業案内、申請勧奨の送付
1月～2月	申請の受付と資格審査
3月	対象者に医療証を発送

(6) 申請勧奨通知の送付に関する事務の流れ

- ① 対象データの抽出(令和5年4月1日時点で令和5年度の高校生相当年齢(現在、15歳から17歳まで)の児童がいる世帯の世帯主氏名及び住所)
- ② 対象者一覧、宛名入りの案内を作成

③ 案内と申請勸奨を封入し発送

(7) セキュリティ対策

- ① 事務作業は、外部委託をせず、職員が行う。
- ② 宛名作成作業は、情報政策課内で実施する。
- ③ データが保管されている端末は、他の端末宛てにメールができないものを使用する。
- ④ 個人情報が記載された書類等は鍵のかかるキャビネットに保管する。

平子子発第140-2号

令和4年7月14日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

<p>個人情報を取り扱う事務の名称</p>	<p>（仮称）高校生医療費助成事業</p>
<p>意見を聴く項目</p>	<p><input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号）</p> <p><input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号）</p> <p><input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）</p>
<p>諮問内容</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>担当部課</p>	<p>子ども家庭部 子育て支援課</p>
<p>備考</p>	<p></p>



別紙

諮問事項別説明書（本人以外からの収集）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	(仮称) 高校生医療費助成事業
	個人情報を収集する目的	高校生相当年齢の医療費の自己負担分の助成
	記録の対象となる個人の範囲	高校生対象年齢の児童を養育する世帯情報

意見を聴く項目	本人以外から収集する個人情報の内容	<p>1 基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別）</p> <p>2 家庭状況等（家族状況、親族関係及び婚姻）</p>
	個人情報の収集先	市民部市民課
	本人以外から収集する理由	令和5年4月1日現在で、高校生相当年齢の児童を養育する世帯主宛てに、事業開始の案内と申請の勸奨を郵送するため。
	備考	

令和4年7月14日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	市民部市民課
備考	



別紙

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	住民基本台帳に関する事務（届出等）
	個人情報を収集する目的	小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	小平市に住所を有する者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	市民部市民課
		提供先	子ども家庭部子育て支援課
	目的外利用等をする目的	小平市全域から事業の対象者である高校生相当年齢の児童を養育する世帯主を抽出するため。	
	目的外利用等をする個人情報の内容	・基本事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢及び性別） ・家庭状況等（家族状況、親族関係及び婚姻）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年10月1日から令和5年3月31日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバ内での受渡し）	
	備考		

令和4年7月14日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		75		
市民部		市民課		開始年月日		
				平成14年4月1日		令和4年10月1日
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		住民基本台帳に関する事務(届出等)				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		小平市に住所を有する者について、その居住関係を登録し、公証することを目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		小平市に住所を有する者				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input checked="" type="checkbox"/> 親族関係 <input checked="" type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第2号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input checked="" type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第6号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和2年9月30日) 次回実施予定日(令和7年9月30日頃)				

備 考 (注5)	<p>(その他※1)</p> <p>住民となった年月日、住所を定めた年月日、従前の住所、転出先、転出予定の年月日、届出・記載の事由及び年月日、国民健康保険被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民健康保険の被保険者記号番号、国民健康保険退職被保険者・被扶養者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者の資格取得・喪失の年月日、介護保険第1号被保険者番号、介護保険受給資格証明書発行資格の有無、国民年金被保険者の資格取得・喪失の年月日、国民年金加入の強制・任意の別、国民年金手帳の記号番号、児童手当の認定・消滅の年月、印鑑の登録・抹消事由及び年月日、印鑑登録番号、筆頭者氏名、続柄、住民票コード、外国人住民となった年月日、中長期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者証明書の番号、仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p> <p>○変更：平成24年7月9日より、記録項目「その他」の変更 (変更) 令和4年10月1日より、(仮称)高校生医療費助成事業のため目的外利用の提供先に子育て支援課を追加</p>
-------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

【資料3】

小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）

1 諮問理由

介護保険資格事務及び介護保険給付事務から小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査票の送付対象者を抽出することが、小平市個人情報保護条例第4条第3項第8号（本人以外からの収集）及び第10条第2項第6号（目的外利用等）に該当することから、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問する。

2 調査の目的

令和5年度に策定する小平市地域包括ケア推進計画の基礎資料とするため、高齢者の生活状況や介護保険サービスの利用実態、満足度、意向等を調査する。

小平市地域包括ケア推進計画

老人福祉法第20条の8第1項に規定する高齢者保健福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する介護保険事業計画を一体として策定する計画（計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間）

3 調査の概要

(1) 調査の種類、対象、発送件数

（単位：件）

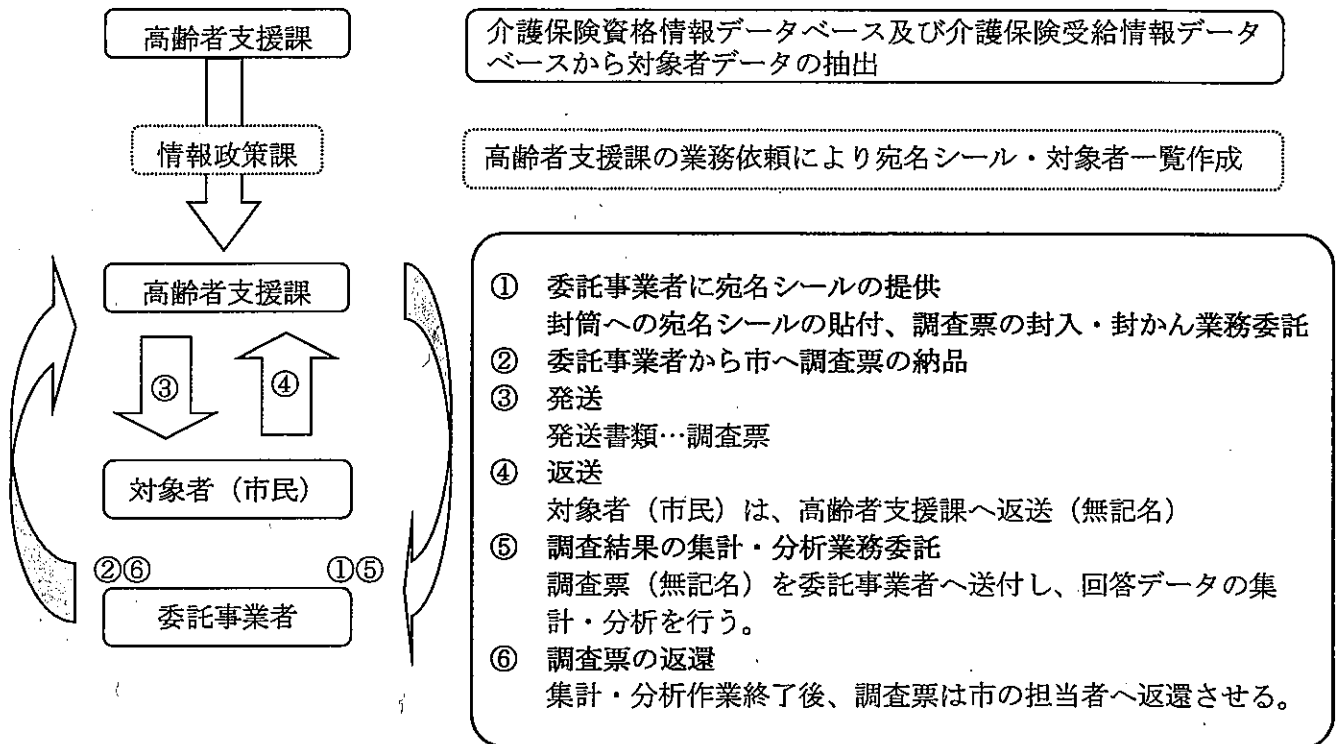
種類	対象	発送数
①一般高齢者アンケート	65歳以上の市民（要支援・要介護認定者を除く。）	2,000
②在宅サービス利用者アンケート	介護保険の在宅サービス利用者	1,800
③施設・居住系サービス利用者アンケート	介護保険の施設・居住系サービス利用者	900
④介護保険サービス未利用者アンケート	介護保険サービス未利用者	900
⑤日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の市民（要介護認定者を除く。） ※①の調査実施対象者を除く。	2,000
⑥ケアマネジャーアンケート	市内の居宅介護支援事業所に在籍するケアマネジャー	130
合計		7,730

※⑥の調査は、個人情報を取り扱わないため、本諮問の対象外

(2) 調査期間 令和4年11月下旬から1か月程度

(3) 調査方法 郵送配布・郵送回収

4 事務の流れ



5 調査項目（案）

【共通調査項目】

- ①本人について（年齢、性別、住まいの地域、世帯構成、1か月の収入）
- ②介護保険制度について（介護保険制度への評価、介護保険料の負担感等）
- ③今後の生活について（介護が必要になったときの希望等）
- ④自由意見

【個別調査項目】

(1) 一般高齢者アンケート

- ①日常生活について
- ②外出・地域とのつながりについて
- ③就労・社会活動について

(2) 在宅サービス利用者アンケート

- ①利用しているサービスの内容や今後の利用意向について
- ②家族や介護者の状況、必要な介護者支援について

(3) 施設・居住系サービス利用者アンケート

- ①利用しているサービスの内容や、今後の利用意向について

(4) 介護保険サービス未利用者アンケート

- ①家族や介護者の状況、必要な介護者支援について
- ②介護保険サービスを利用していない理由について

(5) 日常生活圏域ニーズ調査

- ①運動機能の低下や口腔機能の低下、低栄養の傾向について
- ②外出、地域とのつながりについて

6 セキュリティ対策

- (1) 委託事業者に対し、契約締結時の「個人情報の保護及び情報セキュリティの保護に関する特記仕様書」及び「市の個人情報等のデータの提供に関する覚書」により、個人情報に関する取扱いの順守を徹底する。
- (2) 市から委託事業者への宛名シールの受渡し及び委託事業者から市への完成物の納品のいずれも、委託事業者の業務責任者が市へ来庁し、市職員と直接行うものとする。また、受渡し時の経路について、委託事業者は、他の場所を経由せず、市と委託事業者間のみの移動とする。
- (3) 委託事業者における宛名シール等の個人情報の保管については、鍵付きの保管庫で厳重に保管し、鍵については業務責任者が管理するなど、適正な管理を徹底する。
- (4) 委託事業者における宛名シール貼付等の作業については、業務責任者立会いの下、作業場所をパーテーションで区切り、作業担当者のみが入室して行う。
- (5) 市は、委託事業者に対し、作業日の前日に宛名シールを受け渡すとともに、作業終了日の翌日には、委託事業者から市へ納品することで、可能な限り、委託事業者における市の個人情報の保管期間の短縮を図る。
- (6) 委託事業者は、個人情報について適切な保護措置を講じている事業者が取得することのできるプライバシーマークを取得している。
- (7) 調査票の送付者や問合せ先等を小平市健康福祉部高齢者支援課とすることで、調査対象者と委託事業者が直接連絡を取ることがないように配慮する。
- (8) 回収した調査票の取扱いは、個人情報を含む書類と同様、厳重に取り扱い、調査票の保存期間が経過した後は機密文書として溶解処理等を行う。

別記様式第1号（第2条関係）

平健高発第214号

令和4年7月15日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部高齢者支援課
備考	



別紙2

諮問事項別説明書(本人以外からの収集)

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査
	個人情報を収集する目的	令和5年度に策定する小平市地域包括ケア推進計画の基礎資料とするため、高齢者の生活状況や介護保険サービスの利用実態、満足度、意向等を調査する。
	記録の対象となる個人の範囲	65歳以上の市民、住所地特例者、介護保険サービス受給者

意見を聴く項目	本人以外から収集する個人情報の内容	基本的事項(識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別) その他(受給情報)
	個人情報の収集先	健康福祉部高齢者支援課
	本人以外から収集する理由	調査目的に沿ったアンケート対象者を抽出するため
	備考	

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

健康福祉部 高齢者支援課		登録番号(注1)				
		開始年月日		変更年月日		
		令和4年9月1日		年 月 日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		令和5年度に策定する小平市地域包括ケア推進計画の基礎資料とするため、高齢者の生活状況や介護保険サービスの利用実態、満足度、意向等を調査する。				
保有個人情報の対象者の範囲		65歳以上の市民、住所地特例者、介護保険サービス受給者				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第8号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(年 月 日) 次回実施予定日(年 月 日)				
備考(注5)		※1.受給情報 外部委託：ラベル貼付、封入・封緘、アンケート結果集計・分析を委託する。				

注

- 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 代行とは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)による代行をいう。
- 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - その他(※1～3)の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの(第2号該当)である場合は、その法令等名

- (3) 委託・代行の場合はその内容
- (4) その他参考となる事

別記様式第1号（第2条関係）

平健高発第215号

令和4年7月15日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

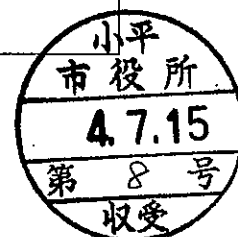
小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	介護保険資格事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部高齢者支援課
備考	



別紙 3

諮問事項別説明書(目的外利用・目的外外部提供)

個人情報を取り扱う事務の名称	介護保険資格事務
個人情報を収集する目的	65歳以上の市民等に小平市の介護保険の被保険者であるかを明確にする。
記録の対象となる個人の範囲	65歳以上の市民、住所地特例者、適用除外者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	健康福祉部 高齢者支援課
		提供先	健康福祉部 高齢者支援課
	目的外利用等をする目的	小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基本的事項(識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別、)その他(施設入所情報)	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期(□月 回 □年 回 □その他) <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 (令和4年9月1日から委託事業者との契約期間が終了する日まで)	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体(サーバー内での受渡し)	
	備考		

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる

令和4年7月15日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書仮審議会会長 殿

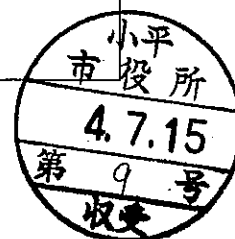
小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	介護保険給付事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部高齢者支援課
備考	



別紙3

諮問事項別説明書(目的外利用・目的外外部提供)

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	介護保険給付事務
	個人情報を収集する目的	介護保険のサービスを受給した被保険者に対して、保険給付を行う。
	記録の対象となる個人の範囲	介護保険サービス受給者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	健康福祉部 高齢者支援課
		提供先	健康福祉部 高齢者支援課
	目的外利用等をする目的	小平市地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基本的事項(識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別)その他(受給情報)	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期(<input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 (令和4年9月1日から委託事業者との契約期間が終了する日まで)	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input type="checkbox"/> ク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体(サーバー内での受渡し)	
	備考		

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

健康福祉部高齢者支援課		登録番号(注1)	638				
		開始年月日	変更年月日				
		平成14年4月1日	令和4年9月1日				
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		介護保険給付事務					
保有個人情報を取り扱う事務の目的		介護保険のサービスを受給した被保険者に対して、保険給付を行う。					
保有個人情報の対象者の範囲		介護保険サービス受給者					
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他	
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1	
保有個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合					
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第2号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ※2					
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第6号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3					
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和2年9月30日) 次回実施予定日(令和7年9月頃)					

備 考 (注5)	<p>○その他※1：受給情報 ○その他※2：国保連合会 ○発生文書：高額介護サービス費支給決定通知書、住宅改修・福祉用具支給決定通知書</p> <p>○変更：平成21年10月1日より、災害時要援護者対象者リスト作成のため、4月1日現在の介護保険における要介護者3以上で居宅生活する者の氏名、住所、生年月日及び性別を目的外利用する。平成23年9月1日より、高齢者福祉課が実施する高齢者の安否等確認事務に目的外利用する。平成27年6月1日より、保険年金課が実施する「保健事業実施事務」、高齢者支援課が実施する「介護予防事業事務」に目的外利用する。○変更(H28.1.1)：「個人番号」、「基礎項目評価」を追加○変更：平成28年9月1日より提供先：実施機関内（健康福祉部高齢者支援課「地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査」）に目的外利用する○変更：令和元年9月1日より提供先：実施機関内（健康福祉部高齢者支援課「地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査」）に目的外利用する。○変更：令和4年9月1日より提供先：実施機関内（健康福祉部高齢者支援課「地域包括ケア推進計画策定に係るアンケート調査」）に目的外利用する。</p>
-------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

【資料4】

第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査における個人情報の本人以外からの収集及び目的外利用について（諮問）

1 諮問理由

身体障害者手帳事務、愛の手帳事務、精神障害者保健福祉手帳事務及び心身障害者福祉手当事務から第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）策定に係る実態調査票の送付対象者を抽出することが、小平市個人情報保護条例第4条第3項第8号（本人以外からの収集）及び第10条第2項第6号（目的外利用等）に該当することから、小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問する。

2 調査の目的

令和5年度に策定する計画基礎資料とするため、市内在住の障がい者に対し、日頃の生活状況や市の障がい施策に対する意見、要望などの把握・分析を目的とした実態調査を実施する。

第七期小平市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、障がい者福祉計画の一部である障害福祉サービス等に関してより具体的な内容を定める実施計画（計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間）

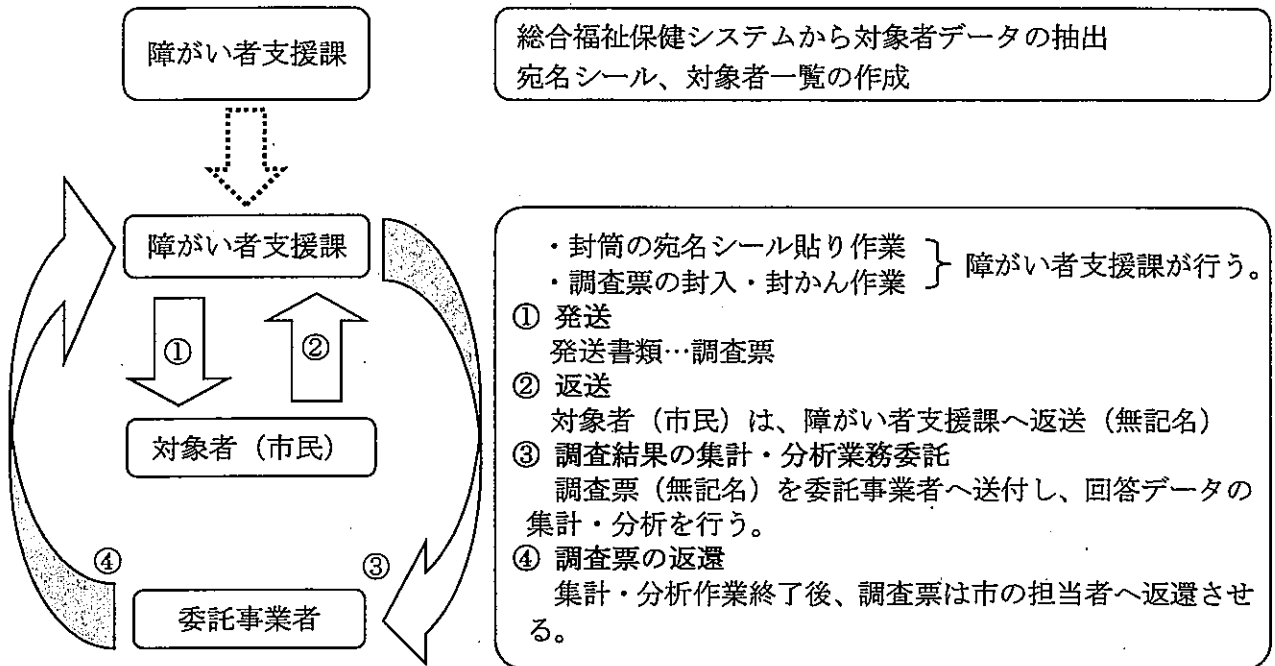
第三期小平市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、障がい者福祉計画の一部である障害児通所支援等に関してより具体的な内容を定める実施計画（計画期間：令和6年度から令和8年度までの3年間）

3 調査の概要

- (1) 調査地域 小平市全域
- (2) 調査対象 市内に住所を有する身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれらの手帳を有しない心身障害者福祉手当受給者
- (3) 発送件数 無作為抽出 3,000件
総合福祉保健システムから抽出する。
- (4) 調査期間 令和4年10月下旬から1か月程度（予定）
- (5) 調査方法 郵送配布・郵送回収

4 事務の流れ



5 調査項目(案)

- (1) 記入者の状況(調査対象者の年齢・性別、手帳の種類、主な身体障がいなど)
- (2) 医療の利用(難病等の病名、病気がわかった時期、医療受診、医療的ケアなど)
- (3) 暮らしと地域(暮らし方、収入、生活上の心配、相談相手、必要な支援など)
- (4) 日中の過ごし方(どこで、就労の状況、3年後の働き方など)
- (5) 外出(一緒に外出する人、外出時の困りごと、外出状況など)
- (6) 災害時の対策(災害時の避難、対策など)
- (7) 情報の入手(情報の入手先、情報のわかりやすさ、情報入手で困ることなど)
- (8) サービスの利用(福祉サービスの利用状況、満足度、不満な理由、利用希望など)
- (9) 市に望む施策(充実させるべき障がい者制度、啓発など)
- (10) 支援者の状況(主な支援者、支援者の年齢・相談相手・情報入手先・悩みなど)

6 セキュリティ対策

- (1) 障害者支援課で作成する調査対象者一覧及び調査票送付用封筒へ貼付する宛名シール(住所及び氏名記載)は、健康福祉事務センター外には持ち出さず、宛名シールの貼付作業は、障害者支援課職員が障害者支援課事務室又は健康福祉事務センター内の会議室で行う。
- (2) 調査票(無記名)は市に返送され、障害者支援課が取りまとめて委託事業者に引き渡すため、個人情報や委託事業者に引き渡されることはない。
- (3) 調査票の送付者や問合せ先等を小平市健康福祉部障害者支援課とすることで、調査対象者と委託事業者が直接連絡を取ることがないよう配慮する。

- (4) 回収した調査票の取扱いは、個人情報を含む書類と同様、厳重に取り扱い、調査票の保存期間が経過した後は機密文書として溶解処理等を行う。

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部障がい者支援課
備考	



別紙 2

諮問事項別説明書（本人以外からの収集）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査
	個人情報を収集する目的	令和5年度に策定する第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定の基礎資料とするため、小平市内在住の障がい者に対し、日頃の生活状況や市の障がい施策に対する意見、要望などの把握・分析を目的とする。
	記録の対象となる個人の範囲	市内に住所を有する、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれらの手帳を所持しない小平市心身障害者福祉手当受給者

意見を聴く項目	本人以外から収集する個人情報の内容	基礎事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別）※及び健康状態（障害種別、障害程度区分）
	個人情報の収集先	健康福祉部障がい者支援課
	本人以外から収集する理由	調査目的に沿った調査票の送付対象者を抽出する必要があるため。
	備 考	識別番号及び性別については、精神障害者保健福祉手帳所持者を除く。

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

健康福祉部 障がい者支援課		登録番号(注1)				
		開始年月日		変更年月日		
		令和4年9月1日		年 月 日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		令和5年度に策定する第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画の基礎資料とするため、小平市内在住の障がい者に対し、日頃の生活状況や市の障がい施策に対する意見、要望などの把握・分析を目的とする。				
保有個人情報の対象者の範囲		市内に住所を有する、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及びこれらの手帳を所持しない小平市心身障害者福祉手当受給者				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input type="checkbox"/> 本人 <input checked="" type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第8号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(年 月 日) 次回実施予定日(年 月 日)				
備考(注5)		「識別番号」及び「性別」については、精神障害者保健福祉手帳所持者を除く。 委託：調査票の集計、分析及び印刷製本作業を委託する。				

注

- 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 代行とは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)による代行をいう。
- 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 「備考」欄には、次の事項を記入する。

- (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
- (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
- (3) 委託・代行の場合はその内容
- (4) その他参考となる事項

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	身体障害者手帳の新規・更新事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部障がい者支援課
備考	



別紙 3

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	身体障害者手帳の新規・更新事務
	個人情報を収集する目的	身体障害者手帳の新規・更新するための事務を行う。
	記録の対象となる個人の範囲	身体障害者手帳の交付申請者、所持者等

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	健康福祉部障がい者支援課
		提供先	健康福祉部障がい者支援課
	目的外利用等をする目的	第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査（調査票の送付対象者を抽出するため）	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基礎事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別）及び健康状態（障害種別、障害程度区分）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年9月1日から委託事業者との契約期間が終了する日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバ内での受渡し）	
備考			

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		928		
健康福祉部 障がい者支援課		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年9月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		身体障害者手帳の新規・更新事務				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		身体障害者手帳の新規・更新するための事務を行う。				
保有個人情報の対象者の範囲		身体障害者手帳の交付申請者、所持者等				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第4号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和元年9月日) 次回実施予定日(令和7年9月頃)				

備 考 (注5)	<p>○変更：平成21年10月1日より、災害時要援護者対象者リスト作成のため、4月1日現在の身体障害者手帳2級以上、愛の手帳2度以上及び精神障害者保健福祉手帳1級以上で居宅生活する者の氏名、住所、生年月日及び性別を目的外利用する。</p> <p>○変更：事務の名称（「、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳」の文言を削除）、事務の目的：（「、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳」の文言を削除）、基本事項（「個人番号」を追加）、心身状況（「健康状態」を追加、「身体特徴」を削除）、特定個人情報保護評価（「有」「基礎項目評価」「前回実施日（平成27年9月9日）」「次回実施予定日平成32年9月頃」）を追加</p> <p>○訂正：心身の状況（「健康状態」を追加、「身体の特徴」を削除）</p> <p>○変更：平成28年9月1日より、小平市障害福祉計画策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、身体障害者手帳所持者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p> <p>○変更：令和元年9月1日より、小平市障がい者福祉計画等策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、身体障害者手帳所持者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p> <p>○変更：令和4年9月1日より、小平市障害福祉計画策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、身体障害者手帳所持者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p>
----------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	愛の手帳の新規・更新事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部障がい者支援課
備考	



別紙 3

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	愛の手帳の新規・更新事務
	個人情報を収集する目的	愛の手帳の新規・更新するための事務を行う。
	記録の対象となる個人の範囲	愛の手帳の交付申請者、所持者等

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	健康福祉部障がい者支援課
		提供先	健康福祉部障がい者支援課
	目的外利用等をする目的	第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査（調査票の送付対象者を抽出するため）	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基礎事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別）及び健康状態（障害種別、障害程度区分）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年9月1日から委託事業者との契約期間が終了する日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバ内での受渡し）	
	備考		

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		1053		
健康福祉部 障がい者支援課		開始年月日		変更年月日		
		平成28年1月1日		令和4年9月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		愛の手帳の新規・更新事務				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		愛の手帳の新規・更新するための事務を行う。				
保有個人情報の対象者の範囲		愛の手帳の交付申請者、所持者等				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第4号該当) <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(年 月 日) 次回実施予定日(年 月 日)				
備考(注5)		<p>○目的外利用：平成21年10月1日より、災害時要援護者対象者リスト作成のため、愛の手帳2度以上で居宅生活する者の氏名、住所、生年月日及び性別を目的外利用する。</p> <p>○変更：平成28年9月1日より、小平市障害福祉計画策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、愛の手帳所持者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p> <p>○変更：令和元年9月1日より、小平市障がい者福祉計画等策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、愛の手帳所持者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p> <p>○変更：令和4年9月1日より、小平市障害福祉計画等策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、愛の手帳所持者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p>				

注

1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する

場合は、記入しない。

- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

別記様式第1号（第2条関係）

平健障発第183号

令和4年7月15日

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	精神障害者保健福祉手帳申請書受理経由事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部障がい者支援課
備考	



諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	精神障害者保健福祉手帳申請書受理経由事務
	個人情報を収集する目的	当該手帳の交付申請は精神障害者の居住する市町村長を経て知事に行われる。
	記録の対象となる個人の範囲	精神障害者で当該手帳の交付申請をした者

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	健康福祉部障がい者支援課
		提供先	健康福祉部障がい者支援課
	目的外利用等をする目的	第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査（調査票の送付対象者を抽出するため）	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基礎事項（氏名、住所、生年月日・年齢）及び健康状態（障害種別、障害程度区分）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年9月1日から委託事業者との契約期間が終了する日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバ内での受渡し）	
	備考		

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		363		
健康福祉部 障がい者支援課		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年9月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		精神障害者保健福祉手帳申請書受理経由事務				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		当該手帳の交付申請は精神障害者の居住する市町村長を経て知事に行われる。				
保有個人情報の対象者の範囲		精神障害者で当該手帳の交付申請をした者				
保有個人情報 の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input checked="" type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(平成27年年9月12日) 次回実施予定日(令和2年9月頃)				

備 考 (注5)	<p>○その他※1：障害者手帳、病名、顔写真写し ○その他※2：家族 ○発生文書：申請書、診断書、收受簿、障害者手帳発行一覧 ○変更： 処理形態（システム導入のため、「電算」を追加） ○変更：その他※ 1変更（「診断書」削除、「顔写真の写し」追加、「精神障害者保健福 祉手帳」を「障害者手帳」に変更）、その他※2削除 ○変更：基本事 項（「個人番号」を追加）、特定個人情報保護評価（「有」「基礎項目 評価」「前回実施日（平成27年9月11日）」「次回実施予定日（平成 32年12月頃）」を追加 ○訂正：個人情報収集先（「民間・私人」を 削除） ○変更：平成28年9月1日より、小平市障害福祉計画策定に 係る実態調査における調査対象者の抽出のため、精神障害者保健福祉手 所持者の氏名、住所、生年月日・年齢及び健康状態を目的外利用する。 ○変更：令和元年9月1日より、小平市障がい者福祉計画等策定に係る 実態調査における調査対象者の抽出のため、精神障害者保健福祉手所持 者の氏名、住所、生年月日・年齢及び健康状態を目的外利用する。○変 更：令和4年9月1日より、小平市障害福祉計画等策定に係る実態調査 における調査対象者の抽出のため、精神障害者保健福祉手帳所持者の氏 名、住所、生年月日・年齢及び健康状態を目的外利用する。</p>
----------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の口内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

小平市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会会長 殿

小平市長 小林 洋子

（公印省略）

小平市個人情報保護条例の規定により、下記のとおり意見を求めます。

記

個人情報を取り扱う事務の名称	心身障害者福祉手当支給事務
意見を聴く項目	<input type="checkbox"/> 思想、信教、信条等に関する情報の収集（条例第4条第2項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第4条第3項第8号） <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第10条第2項第6号） <input type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第11条第2項第2号）
諮問内容	別紙のとおり
担当部課	健康福祉部障がい者支援課
備考	



別紙 3

諮問事項別説明書（目的外利用・目的外外部提供）

事務の概要	個人情報を取り扱う事務の名称	心身障害者福祉手当支給事務
	個人情報を収集する目的	福祉の向上
	記録の対象となる個人の範囲	20歳以上の心身障害者（手当受給者）

意見を聴く項目	利用・提供の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 目的外外部提供	
	目的外利用・外部提供の相手	個人情報の提供元	健康福祉部障がい者支援課
		提供先	健康福祉部障がい者支援課
	目的外利用等をする目的	第七期小平市障害福祉計画及び第三期小平市障害児福祉計画策定に係る実態調査（調査票の送付対象者を抽出するため）	
	目的外利用等をする個人情報の内容	基礎事項（識別番号、氏名、住所、生年月日・年齢、性別）及び健康状態（障害種別、障害程度区分）	
	目的外利用等の期間	<input type="checkbox"/> 定期（ <input type="checkbox"/> 月 回 <input type="checkbox"/> 年 回 <input type="checkbox"/> その他） <input type="checkbox"/> 随時 <input checked="" type="checkbox"/> 期間 （令和4年9月1日から委託事業者との契約期間が終了する日まで）	
	目的外利用等をする個人情報の記録の形態	<input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 図画 <input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> フィルム <input type="checkbox"/> 録音テープ <input type="checkbox"/> ビデオテープ <input type="checkbox"/> フロッピーディスク <input checked="" type="checkbox"/> その他の媒体（サーバ内での受渡し）	
	備考		

令和4年7月15日

保有個人情報取扱事務届出書

小平市長 殿

保有個人情報を取り扱う事務を

開始する
変更する
廃止した

 ので、小平市個人情報保護条例

第5条

第1項
第3項

 の規定により、

別紙1
別紙2

 のとおり届け出ます。

保有個人情報取扱事務届出事項

		登録番号(注1)		325		
健康福祉部 障がい者支援課		開始年月日		変更年月日		
		平成14年4月1日		令和4年9月1日		
保有個人情報(注2)を取り扱う事務の名称		心身障害者福祉手当支給事務				
保有個人情報を取り扱う事務の目的		福祉の向上				
保有個人情報の対象者の範囲		20歳以上の心身障害者(手当受給者)				
保有個人情報の記録項目	基本事項	心身の状況	家庭状況等	社会生活	思想信条等	その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 個人番号	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input checked="" type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学歴・学業 <input type="checkbox"/> 資格・賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input checked="" type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味	<input type="checkbox"/> 思想・信教・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ※1
保有個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電算以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電算 <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合				
保有個人情報の主な収集先		<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外(条例第4条第3項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※2				
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(条例第10条第2項第 号該当) <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ※3				
外部委託・指定管理者による代行(注3)の有無		委託 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 代行 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有				
特定個人情報保護評価の有無(注4)		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 全項目評価 <input type="checkbox"/> 重点項目評価 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎項目評価 前回実施日(令和4年9月 日) 次回実施予定日(令和7年9月頃)				

備考 (注5)	<p>○その他：手帳の内容、口座情報 ○発生文書：心身障害者福祉手当受給資格認定申請書、心身障害者福祉手当受給者異動届、心身障害者福祉手当現況届、心身障害者福祉手当未払金請求書、心身障害者福祉手当受給者台帳 ○変更：記録項目に「個人番号」追加。特定個人情報保護評価に「有」「基礎項目評価」「前回実施日」追加。 ○訂正：記録項目から「身体の特徴」削除。 ○特定個人情報評価（「有」「基礎項目評価」「前回実施日（平成27年9月11日）」「次回実施予定日平成32年12月頃」）を追加 ○変更：平成28年9月1日より、小平市障害福祉計画策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を有しない心身障害者福祉手当受給者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。 ○変更：令和元年9月1日より、小平市障がい者福祉計画等策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を有しない心身障害者福祉手当受給者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。 ○変更：令和4年9月1日より、小平市障害福祉計画等策定に係る実態調査における調査対象者の抽出のため、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳を有しない心身障害者福祉手当受給者の氏名、住所、生年月日・年齢、性別及び健康状態を目的外利用する。</p>
------------	---

注

- 1 「登録番号」欄には、総務部総務課で付番した登録番号を記入する。ただし、新たに事務を開始する場合は、記入しない。
- 2 保有個人情報には、保有特定個人情報を含む。
- 3 代行とは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）による代行をいう。
- 4 「特定個人情報保護評価の有無」欄は、当該事務が個人番号を取り扱う事務である場合のみ記入する。
- 5 「備考」欄には、次の事項を記入する。
 - (1) その他（※1～3）の□内にレ点を記入した場合は、その説明事項
 - (2) 個人情報の収集又は目的外利用・提供が、法令等に定めがあるもの（第2号該当）である場合は、その法令等名
 - (3) 委託・代行の場合はその内容
 - (4) その他参考となる事項

歴史公文書選別基準の制定について（諮問）

1 概要

小平市公文書等の管理に関する条例の規定により、令和4年10月から歴史公文書の教育委員会への移管（教育委員会の場合は保存）及び特定歴史公文書の利用が開始され、各実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会）は保有する公文書について、歴史公文書を選別するための基準（以下「歴史公文書選別基準」という。）を定めることとされている。

2 歴史公文書の選別・移管

保存期間が満了して非現用文書となった公文書でも、歴史的に価値のあるものは保存し、利用に供する仕組みを作ることで、現在のみならず将来の市民に対しても説明責務を果たすために、歴史公文書の考え方を導入する。保存期間満了後、教育委員会（中央図書館）に移管される特定歴史公文書の移管のための選別は、文書主管課が歴史公文書選別基準に基づいて行っていく。

3 歴史公文書に関する基本的な考え方

歴史公文書の対象となるものについて、「小平市の全域的な状況が把握できるもの」、「長期的・継続的に地域の歴史のわかるもの」、「小平市の特色ある事象が明確になるもの」及び「文書の残存が少ない時期（昭和37年以前）のもの」という点を踏まえながら、次の(1)～(4)を基本的な考え方とする。

(1) 市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書（歴史公文書選別基準第2条第1号）

（例）

- ・ 市の機関の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する情報が記録された公文書
- ・ 経緯を含めた政策の検討過程や決定並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来を見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が記録された公文書

(2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書（歴史公文書選別基準第2条第2号）

（例）

- ・ 市民の権利及び義務の法令上の根拠並びに個人及び法人の権利及び義務の得喪に関する基準や指針等の設定に関する情報が記録された公文書

- ・ 個別の許認可等のうち公益等の観点から重要と認められるものに関する情報が記録された公文書
- ・ 市民からの不服申立てや市又は行政機関を当事者とする訴訟の提起等に関する情報のうち、法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関する情報が記録された公文書

(3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書（歴史公文書選別基準第2条第3号）

（例）

- ・ 政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等に関する情報が記録された公文書
- ・ 政策が市民に与えた影響や効果、社会状況を示す重要な調査の結果、市の広報に関する情報が記録された公文書
- ・ 市の自然環境に関する観測結果等、その動態に関する情報が記録された公文書

(4) 市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書（歴史公文書選別基準第2条第4号）

（例）

- ・ 市の廃置分合、境界変更及び行政区画や、多くの市民の関心事項となる自然災害及び事件等の重大な出来事に関する情報が記録された公文書
- ・ 学術の成果やその顕彰等及び文化、芸術、技術等の功績等のうち重要なものに関する情報が記録された公文書

小平市長が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、市長が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 市政の運営、施策の企画等に関するもの
- (2) 行政区画の変更及び廃置分合に関するもの
- (3) 条例、規則、訓令、事務執行規程等に関するもの
- (4) 叙勲、褒章その他の表彰に関するもの
- (5) 附属機関等の組織及び審議に関するもの
- (6) 市長等の事務引継に関するもの
- (7) 行政組織及び職員定数に関するもの
- (8) 職員の任免及び賞罰に関するもの
- (9) 公有財産の取得、処分等に関するもの
- (10) 予算、決算及び財政状況に関するもの
- (11) 許認可等の行政処分に関するもの

- (12) 訴訟、不服申立等に関するもの
- (13) 請願、陳情等及びそれらの対応に関するもの
- (14) 公共施設の建築等の事業実施に関するもの
- (15) 統計、調査及び研究に関するもの
- (16) 歴史、文化、学術等に関するもの
- (17) 行事、事件及び災害に関するもの
- (18) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (19) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(補則)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

小平市教育委員会が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小平市教育委員会が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 教育行政の運営、施策の企画等に関するもの
- (2) 学校の沿革等に関するもの
- (3) 規則、訓令、事務執行規程等に関するもの
- (4) 叙勲、褒章その他の表彰に関するもの
- (5) 附属機関等の組織及び審議に関するもの
- (6) 小平市教育委員会教育長（次条において「教育長」という。）の事務引継に関するもの
- (7) 職員の任免及び賞罰に関するもの
- (8) 公有財産の取得、処分等に関するもの
- (9) 予算及び決算に関するもの
- (10) 許認可等の行政処分に関するもの

- (11) 訴訟、不服申立等に関するもの
- (12) 請願、陳情等及びそれらの対応に関するもの
- (13) 公共施設の建築等の事業実施に関するもの
- (14) 統計、調査及び研究に関するもの
- (15) 歴史、文化、学術等に関するもの
- (16) 行事、事件及び災害に関するもの
- (17) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (18) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

(補則)

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

(施行期日)

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

小平市選挙管理委員会が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小平市選挙管理委員会が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 重要な事務及び事業の実施に関するもの
- (2) 訓令、事務執行規程等に関するもの
- (3) 小平市選挙管理委員会委員長の事務引継に関するもの
- (4) 選挙等運営の基本方針、重要施策等を審議する会議に関するもので重要なもの
- (5) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

（補則）

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、小平市選挙管理委員会が別に定める。

（施行期日）

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

小平市監査委員が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小平市監査委員（第3条第2号及び第4条において「監査委員」という。）が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 訓令、事務執行規程等に関するもの
- (2) 監査委員の事務引継に関するもの
- (3) 監査及び審査に関するもの
- (4) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

（補則）

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が別に定める。

（施行期日）

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

小平市農業委員会が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小平市農業委員会（第3条及び第4条において「委員会」という。）が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 重要な事務及び事業の計画及び実施に関するもの
- (2) 規則、訓令、事務執行規程等に関するもの
- (3) 委員会の会議に関するもの
- (4) 委員会の審議に関するもの
- (5) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

（補則）

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

（施行期日）

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

小平市固定資産評価審査委員会が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小平市固定資産評価審査委員会（第3条及び第4条において「委員会」という。）が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 訓令、事務執行規程等に関するもの
- (2) 委員会の会議に関するもの
- (3) 委員会の審査に関するもの
- (4) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

（補則）

第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

（施行期日）

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

小平市議会が定める歴史公文書選別基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、小平市議会が保有する公文書における小平市公文書等の管理に関する条例（令和3年条例第1号）第5条第4項に規定する歴史公文書選別基準を定めるものとする。

（基本的な考え方）

第2条 歴史公文書として選別すべき公文書は、次の各号のいずれかに該当する公文書とする。

- (1) 小平市の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された公文書
- (2) 市民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された公文書
- (3) 市民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された公文書
- (4) 小平市の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された公文書

（選別基準）

第3条 前条に規定する基本的な考え方に基づき、歴史公文書として選別する基準は、次に掲げるものとする。ただし、次に掲げるものに該当しない公文書であっても、前条各号のいずれかに該当するものは、歴史公文書として選別するものとする。

- (1) 小平市議会の沿革に関するもの
- (2) 本会議及び委員会の議事に関するもの
- (3) 議案の提出に関するもの
- (4) 条例、規則、訓令、事務執行規程等に関するもの
- (5) 請願、陳情等及びそれらの対応に関するもの
- (6) 調査及び研究に関するもの
- (7) 小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの

（補則）

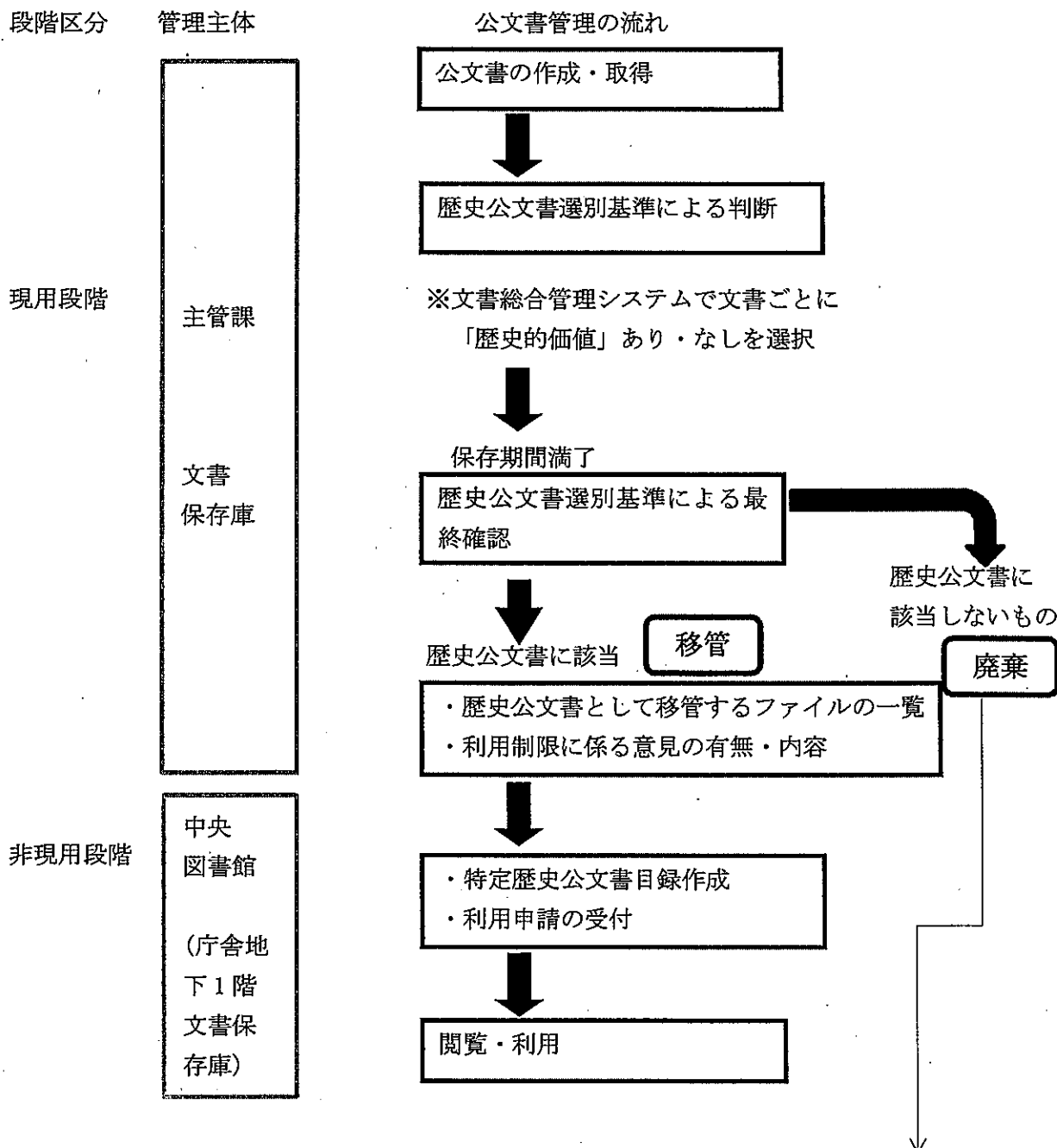
第4条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

（施行期日）

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

《歴史公文書選別作業フロー》

1 公文書管理の流れと選別作業手順



段階区分	管理主体
現用段階	主管課
	文書保存庫
非現用段階	中央図書館 (庁舎地下1階文書保存庫)

廃棄手続 (小平市公文書管理規則第 21 条、第 22 条)

1 年保存	→	各課で文書廃棄の起案	→	廃棄				
3 年・5 年保存	→	各課で文書廃棄の起案	→	総務課長承認	→	廃棄		
10 年保存	→	各課で文書廃棄の起案	→	総務課長承認	→	中央図書館長承認	→	廃棄
30 年保存	→	各課で文書廃棄の起案	→	審議会諮問承認	→	廃棄		

≪歴史公文書選別基準 文書例≫

	項目	公文書の種別	文書例
1	市政の運営、施策の企画等に関するもの	(1) 総合計画、基本方針等の企画及び立案並びにそれらの市民意見公募に関する公文書 (2) 行財政、施策の立案等の重要な会議に関する公文書 (3) 事業の実施に係る調査結果及び実績報告に関する公文書	(1) 計画、方針等の企画・立案・決定、及び進行管理に関する公文書(計画書、会議録、パブリック・コメント、その他重要な市民意見、ヒアリング資料等) (2) 市の市政運営を決定する会議に関する公文書(付議一覧、会議録等) (3) 新規又は重要な施策の企画・立案に向けた調査及びその集計等の公文書並びに施策実施の実績・効果測定等に関する公文書
2	行政区画の変更及び廃置分合に関するもの	(1) 市の境界変更に関する公文書 (2) 町丁名変更及び住居表示に関する公文書	(1) 行政区画の設定や変更に関する公文書(区域設定の経緯がわかるもの、他市町村との境界に関する協定書、附属機関における諮問・答申・会議録、請願書、陳情書、要望書等) (2) 町丁名変更及び住居表示の決定に関する公文書(経緯、市民への説明内容等に関する公文書)
3	条例、規則、訓令、事務執行規程等に関するもの	(1) 条例、規則、訓令及び事務執行規程の制定及び改廃に関する公文書 (2) 告示に関する公文書	(1) 条例、規則、訓令及び事務執行規程の制定又は改廃に関する所管課の公文書(理由を示す決裁等) (2) 告示に関する公文書
4	叙勲、褒章その他表彰に関するもの	(1) 叙位、叙勲及び褒章の上申に関する公文書 (2) 市長表彰等重要な表彰に関する公文書	(1) 叙位・叙勲受章者の推薦に関する公文書(依頼や推薦、受賞内容や受章者がわかるもの) (2) 受章者の推薦に関する公文書(依頼や推薦、被表彰者の決定起案等) ・職員の勤続功勞表彰に関する公文書は除く
5	附属機関等の組織及び審議に関するもの	(1) 設置、改廃及び各種委員の任免に関する公文書 (2) 諮問及び答申に関する公文書	(1) 会議の設置根拠となる要綱等の制定又は改廃に関する公文書 会議の構成員の委嘱、任免等に関する公文書 (2) 会議への諮問・答申に関する公文書、会議で使用した資料(会議録、報告書)
6	市長等の事務引継に関するもの	(1) 市長及び副市長の事務引継に関する公文書	(1) 市長及び副市長の事務引継書
7	行政組織及び職員定数に関するもの	(1) 行政組織の設置及び改廃に関する公文書 (2) 職員の定数管理に関する公文書	(1) 組織の新設及び改廃に関する公文書 組織体系と変遷に関する公文書(組織条例、規則、組織図、事務分掌等) (2) 組織・定数管理に関する計画の策定に関する公文書
8	職員の任免及び賞罰に関するもの	(1) 職員の人事、任用及び給与の制度等に関する公文書 (2) 特別職の任免に関する公文書	(1) 任免、給与及び賞罰の方針又は基準に関する公文書 (2) 市長並びに副市長及び教育長その他の任命にあたり議会の同意が必要な職等の任免に関する公文書
9	公有財産の取得、処分等に関するもの	(1) 土地、建物、重要物品等の取得、処分等に関する公文書	(1) 市有財産の取得、管理、処分に関する公文書(公有財産台帳、公園台帳及び道路台帳等)

	項目	公文書の種別	文書例
10	予算、決算及び財政状況に関するもの	(1) 予算及び決算の調製に関する公文書 (2) 施策実施に係る予算及び決算に関する公文書 (3) 財政状況に関する公文書	(1) 予算編成方針、予算執行方針の決定に関する公文書 予算案の決定に関する公文書 (財務部門が保有する公文書に限る) (2) 新規、大幅な変更又は重要な施策に関する予算、決算及び実績等に関する公文書(主管課のもの) (3) 財務諸表の作成、財政状況の分析等に関する公文書
11	許認可等の行政処分に関するもの	(1) 市民生活に顕著な影響を与える土地利用の変更又は施設の設置に関する公文書 (2) 団体の設立その他の許認可に関する公文書	(1) 大規模開発等の許認可及び施設の設置に関する公文書 (2) 出資等団体の設立に関する公文書 社会福祉法人設立認可に関する公文書
12	訴訟、不服申立等に関するもの	(1) 訴訟、和解、損害賠償額の決定及びそれらの過程に関する公文書 (2) 土地収用その他の行政処分に係る不服申立てに関する公文書	(1) 訴状、判決書、裁定書、和解文書等 (2) 審査請求書、弁明書、裁決(裁定)等
13	請願、陳情等及びそれらの対応に関するもの	(1) 請願及び陳情の処理及び経過に関する公文書 (2) 議会の会派等の要望、回答等に関する公文書 (3) 国又は東京都の施策、制度、予算等に対する市の要望等に関する公文書	(1) 市民等からの陳情書、請願書、要望書及びその処理内容に関する公文書 (2) 議会の会派等の要望書及び回答に関する公文書 (3) 市長会等へ提出する国又は都への要望書
14	公共施設の建築等の事業実施に関するもの	(1) 各種調査、許認可及び住民説明会に関する公文書 (2) 基本計画、実施計画その他の計画の策定経過に関する公文書	(1) 地域住民との意見調整のための会議、住民説明会等の記録 (2) 整備施設の基本構想及びその策定経過を明らかにする公文書
15	統計、調査及び研究に関するもの	(1) 市が実施した統計に関する公文書 (2) 市が実施した調査結果及び研究成果に関する公文書	(1) 統計資料に関する公文書(統計書、各課の統計資料等) (2) 調査結果及び研究成果の取りまとめに関する公文書 今後の行政の向上等に向けた調査及びその研究成果のとりまとめに関する公文書(刊行物は除く。)
16	歴史、文化、学術等に関するもの	(1) 市制施行等の市の沿革に関する公文書 (2) 地域振興に関する公文書	(1) 市制施行、市民憲章制定等に関する公文書 市章、市の木、花、鳥の制定に関する公文書 (2) 商業、工業、農業その他の地域資源の活用に関する公文書
17	行事、事件及び災害に関するもの	(1) 全国的な行事、記念式典、市民まつり、姉妹都市との友好事業等に関する公文書 (2) 市政又は市民生活に顕著な影響を与える事件及び災害等に関する公文書	(1) 全国的規模の行事・大会の招致及び開催に関する公文書 市民まつり等の開催決定、実績報告等に関する公文書 (2) 重大な危機発生時の対応に関する公文書(被害の発生及び被害状況、市の対応、都・国・他団体・民間事業者等との連携支援等の関係公文書等)
18	小平市制の施行の日の属する年度以前に作成し、又は取得したもの		
19	1から18までに掲げるもののほか、歴史的価値があると認めるもの		